**平成２８年（フ）第１８６号**
函館市本通２丁目19番27号　エルパラシオＩ202号室
債務者　松尾　　成
1　決定年月日時　平成28年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで　函館地方裁判所

**平成２８年（フ）第１９４号**
函館市港町１丁目17番16―310号
債務者　白岩ますみ
1　決定年月日時　平成28年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで　函館地方裁判所

**平成２８年（フ）第９０９号**
名古屋市中川区畑田町３丁目36番地　第２みのり荘２号
債務者　犬飼　　豊
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第１１２９号**
名古屋市中村区松原町５丁目111番地の２
債務者　土屋　恵子
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第７４号**
福岡県京都郡苅田町若久町２丁目14番地９
債務者　齊藤　克仁
1　決定年月日時　平成28年８月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成２８年（フ）第７６号**
福岡県京都郡苅田町新津１丁目11番地31（ウィルステージ607号室）
債務者　関　　孝博
1　決定年月日時　平成28年８月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成２８年（フ）第７７号**
福岡県行橋市北泉１丁目２番３号
債務者　川端　　肇
1　決定年月日時　平成28年８月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成２８年（フ）第５８号**
山形県南陽市若狭郷屋847番地の５
債務者　高野味代吉
1　決定年月日時　平成28年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで　山形地方裁判所米沢支部

**平成２８年（フ）第５９号**
山形県南陽市若狭郷屋847番地の５
債務者　高野よし子
1　決定年月日時　平成28年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで　山形地方裁判所米沢支部

**平成２８年（フ）第６７号**
山形県米沢市下小菅27番地の１
債務者　嵐田勲こと　安　　忠勲
1　決定年月日時　平成28年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで　山形地方裁判所米沢支部

**平成２８年（フ）第７０号**
山形県東置賜郡高畠町大字一本柳419番地の16
債務者　八木　二男
1　決定年月日時　平成28年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで　山形地方裁判所米沢支部

**平成２８年（フ）第８４３号**
埼玉県川口市上青木西４丁目２番27号　和伸ハイツ101号
債務者　福原　邦昭
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第９１４号**
埼玉県桶川市鴨川１丁目５番８号　シャトーソレイユ203号
債務者　多須　時次
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第８０８号**
埼玉県志木市本町１丁目１番７―206号
債務者　松尾　千晴
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第８２８号**
埼玉県上尾市中妻４丁目３番地10　サンハイツウチヤマ102
債務者　佐々木正博
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第３１７号**
埼玉県草加市青柳７丁目56番23号
債務者　小橋　繭子
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２８年（フ）第４２３号**
埼玉県吉川市吉川団地１番７号313
債務者　中山ノルリダこと　ナカヤマ　ノルリダ　ファブロ
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２８年（フ）第４５１号**
埼玉県草加市瀬崎３丁目８番32号　ソレイユナイン201号
債務者　飯島　康裕
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係